

公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第54条の規定に基づき、公立大学法人静岡文化芸術大学(以下「法人」という。)に勤務する教員職員(就業規則第2条第1項第2号に規定する教員職員。以下「教員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料等の決定)

第2条 理事長は、この規程に定めるところにより、教員の給料その他の給与を決定しなければならない。

(給料)

第3条 給料は、就業規則第31条に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、入試手当、受託事業手当、大学院授業担当手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は給与に含まれない。

(給料表)

第4条 給料表は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 3 理事長は、すべての教員の職を第1項に規定する給料表の級のいずれかに格付し、当該給料表により、教員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける教員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 教員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の級の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 教員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により教員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教員の昇給の号給数を4号給(管理又は監督の地位にある教員のうち理事長が別に定めるものにあつては、3号給)とすることを標準として、理事長が別に定めるところにより決定するものとする。
- 5 55歳を超える教員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(管理又は監督の地位にある教員のうち理事長が別に定めるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 教員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。

- 7 教員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 前3項から前項までに規定するもののほか、教員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給)

第6条 給料は、その月の20日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日以外の日）に、その月の月額的全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

- 2 新たに教員となった者には、その日から給料を支給し、昇給その他により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 教員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 教員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月若しくは第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第35条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第7条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境、その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教員のうち理事長が別に指定するものについて、その特殊性に基づき支給することができる。

- 2 前項の管理職手当は、同項に規定する職を占める教員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級であるもの（以下「4級教員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 第10条 新たに教員となった者に扶養親族がある場合又は教員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに教員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教員となった日、教員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教員が退職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている教員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている教員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級教員が4級教員以外の教員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教員で4級

教員以外のものが4級教員となった場合

- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して教員に支給する。

- 2 前項に規定する地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.7を乗じて得た額を基準とする。

(住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教員(法人又は静岡県が設置する公舎を貸与され使用料を支払っている教員その他理事長が別に定める教員を除く。)
- (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教員(次号において「単身赴任手当受給職員」という。)で、配偶者が居住するための住宅(法人又は県が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる者として理事長が別に定める者。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教員 次に掲げる教員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- ア 月額25,000円以下の家賃を支払っている教員
家賃の月額から12,000円を控除した金額
- イ 月額25,000円を超える家賃を支払っている教員
家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を13,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる教員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教員以外の教員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教員以外の教員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教員を除く。)

く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教員以外の教員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる教員（次号に掲げる職員を除く。） 次の表の左欄に掲げる教員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の中欄に定める額（その使用する自動車等が原動機付きのもので、かつ、その使用距離が片道4キロメートル以上である職員にあっては、当該額に、同表の右欄に定める額を加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円））

区分	基準額	加算額
自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円	原動機付きの自動車等の片道の使用距離の3キロメートルを超える部分（1キロメートル未満の端数は、切り捨てる。）について1キロメートルにつき175円（自動車（2輪のものを除く。）を使用する部分については、570円）
自動車等の使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円	
自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上20キロメートル未満である職員	5,300円	
自動車等の使用距離が片道20キロメートル以上である職員	5,800円	

(3) 前項第2号に掲げる教員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教員であって、駐車場（理事長が別に定めるものに限る。以下同じ。）を利用し、当該駐車場の利用に係る駐車料金（以下「駐車料金」という。）を負担することを常例とする教員 前号に定める額及び1か月当たりの駐車料金の額に相当する額（以下「1か月当たりの駐車料金相当額」という。）の合計額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）

(4) 前項第3号に掲げる教員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる教員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする教員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) 前項第3号に掲げる教員のうち、その者の住居と当該住居の最寄りの駅(理事長が別に定めるものをいう。以下この号において同じ。)との間(以下この号において「住居側区間」という。)又は勤務事業場と当該勤務事業場の最寄りの駅との間(以下この号において「勤務事業場側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用する教員(理事長が別に定める教員に限る。)であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする教員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額(次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額)の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額(その額が3,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。)

イ 勤務事業場側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額

3 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間とする。第16条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される教員につき、退職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該教員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

第14条 教員は、新たに前条第1項の教員たる要件を具備するに至った場合、又は同条同項の教員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合においては、理事長が別に定めるところにより、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。

2 教員は、前項に掲げる変更により前条第1項の教員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

第15条 通勤手当の支給は、教員に新たに第13条第1項の教員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときには、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている教員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている教員が同項の教員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15

日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている教員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を決定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第16条 第13条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

第17条 勤務所を異にする異動又は在勤する勤務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教員で、当該異動又は勤務所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務所の移転の直後に在勤する勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した教員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である教員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める教員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する教員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される教員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

（入試手当）

第18条の2 教員が入試業務に従事することを命ぜられた場合には、その従事した業務の内容、日数及び時間等に応じて当該教員に入試手当を支給することができる。

- 2 入試手当の支給対象となる業務内容、支給額その他入試手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（受託事業手当）

第18条の3 教員が受託事業に従事することを命ぜられた場合には、その従事した業務に応じて当該教員に受託事業手当を支給することができる。

2 受託事業手当の支給対象となる業務、支給額その他受託事業手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(大学院授業担当手当)

第18条の4 大学院での授業を担当する教員に対し、大学院授業担当手当を支給することができる。

2 大学院授業担当手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第19条 教員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 就業規則第35条第1項第1号及び第2号に規定する休日（就業規則第36条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「祝日法による休日等」という。）である場合。
- (2) 就業規則第35条第1項第3号に規定する年末年始の休日（就業規則第36条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教員にあっては、当該休日に代わる代休日（以下「年末年始の休日等」という。）である場合
- (3) 休暇による場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合のうち理事長が別に定める場合

(時間外勤務手当)

第20条 正規の勤務時間（就業規則第31条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務することを命ぜられた教員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
 - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、就業規則第36条の規定により、あらかじめ就業規則第31条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する1時間当たりの給与額の100分の25の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた教員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、

勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第21条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜間勤務手当）

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する教員には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給する。

（勤務時間1時間当たりの給与額の算出）

第23条 第19条の規定により勤務しない1時間につき給与から減額する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

（管理職員特別勤務手当）

第24条 第8条第1項の規定に基づく理事長が別に指定する職にある教員（次項において「管理監督職員」という。）が、臨時又は緊急の必要、その他の業務の運営の必要により、就業規則第35条第1項第1号から第3号の規定による週休日又は祝日法による休日等（次項において「週休日等」という。）若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該教員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした教員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長

が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第20条から第22条の規定は、第8条第1項の規定の適用を受ける教員には適用しない。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第28条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（次条、第28条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教員（第30条第7項の規定を受ける職員及び理事長が別に定める教員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(管理または監督の地位にある教員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が別に定める教員(第29条において「特定幹部職員」という。)にあつては100分の110を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した教員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において教員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の適用を受ける教員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める教員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある教員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項に規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第68条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた教員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条の規定により解雇した職員（就業規則第23条第1項第8号に該当して解雇された教員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退

職した教員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する県民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 前各号に規定するもののほか、一時停止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する教員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前においてこれらの日に最も近い土曜日又は日曜日でない日とする。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教員（理事長が別に定める教員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、第1項に規定する教員の勤勉手当基礎額に当該教員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教員にあっては、

退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5 (特定幹部職員にあつては、100分の112.5) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第26条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第29条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、第27条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第2項第3号において同じ。)から」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

- 第30条 教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 教員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 教員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 教員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 教員が就業規則第14条第1項第3号から第5号で定める事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
 - 6 就業規則第14条第1項各号の規定により休職にされた教員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
 - 7 第2項、第3項又は第5項に規定する教員が、当該各項に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める教員については、この限りでない。
 - 8 前項の規定の適用を受ける教員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

- 第31条 公立大学法人静岡文化芸術大学職員育児及び介護休業規程(以下「育児介護休業規程」という。)の定めるところにより育児休業等をする教員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている教員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあつては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした教員が職務に復帰した場合において、他の教員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の教員の昇給を行う日として理事長が別に定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- (4) 教員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 育児介護休業規程第16条の規定により、育児短時間勤務をする教員（以下「育児短時間勤務教員」という。）についての給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、育児介護休業規程第16条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を就業規則第31条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (6) 育児短時間勤務教員の第20条第1項の規定の適用については、第20条第1項第1号中「100分の125」を「100分の125とする。ただし、育児等短時間勤務教員が、正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務時間とその正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）」と読み替えるものとする。
- (7) 前6号に規定するもののほか、育児休業等をする教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（介護休業等取得者の給与）

第32条 教員が育児介護休業規程に定めるところにより介護休業等をする場合には、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする教員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

（派遣等職員の給与）

第33条 法人以外の団体の職員の身分を有しつつ法人に派遣された教員の給与については、法人と、当該教員が所属する団体との間で締結する協定書による。

（この規程の実施に関し必要な事項）

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

（この規程により難い場合の措置）

第35条 特別の事情によりこの規程によることができないと理事長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第36条 この規程に定めのない事項については、静岡県の「職員の給与に関する条例（昭和28年3月24日条例第31号）」、「静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年9月28日条例第52号）」及びその他の給与関係条例並びに「職員の給与に関する規則（昭和32年9月14日人事委員会規則7-25）」及びその他の給与関係規則等を準用する。

（規程の改廃）

第37条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第13条中「75,000円」は、当分の間「100,000円」と読み替えるものとする。
- 3 学校法人静岡文化芸術大学の教員から引き続いて法人の教員となった者のうち、第4条第1項に規定する教員職員給料表（以下単に「教員給料表」という。）を適用される者（以下「引継教員」という。）のこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級及び号給は、施行日の前日においてその者が受けていた学校法人静岡文化芸術大学教員給与規程に規定する教員職員給料表（以下「学校法人教員給料表」という。）による職務の級及び号給とする。
- 4 引継教員で、その者の給料月額が「学校法人静岡文化芸術大学教員給与規程」の規定により、平成18年3月31日に受けていた給料月額に100分の99.55を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなる教員には、平成26年3月31日までの間、この規程による給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、学校法人教員給料表と教員給料表は同一の給料表とみなす。

一部改正[平成22年12月1日、平成23年12月1日、平成25年3月6日]

- 5 前項に規定する教員以外の教員について、前項の規定による給料を支給される教員との権衡上必要があると認められるときは、当該教員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 施行日以後最初に行われる引継教員に係る第5条第3項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの学校法人静岡文化芸術大学における当該教員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。
- 7 平成22年6月1日を基準日とする引継教員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第26条第2項又は第29条第1項の規定の適用については、施行日の前日までの学校法人静岡文化芸術大学における当該教員の在職期間又は勤務成績は、第26条第2項の在職期間又は第29条第1項の勤務成績とみなす。
- 8 当分の間、別表の規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一部改正[平成22年12月1日、平成26年12月10日、平成28年12月27日]

- 9 前項の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の第26条第2項及び第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第29条第2項中「100分の67.5(特定幹部職員にあっては、100分の87.5)」とあるのは「100分の65(特定幹部職員にあっては、100分の85)」と読み替えるものとする。
- 3 平成22年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期期末手当」という。)の額は、改正後の第26条第2項から第5項まで若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期期末手当は支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日(同月2日から施行日までの間に新たに教員となった者にあつては、新たに教員となった日)において教員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.60を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給しなかった期間、その他理事長が別に定める期間がある教員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月1日に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.60を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成23年12月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当(以下この項において「12月期期末手当」という。)の額は、第26条第2項から第5項まで若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される12月期期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12月期期末手当は支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に、教員以外の者又は教員であつて適用される職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(この規程(平成22年4月1日施行)附則第4項及び第5項の規定の適用を受けない教員に限る。)から、これらの教員以外の教員(以下この項において「減額改定対象教員」という。)となった者にあつては、減額改定対象教員となった日)において減額改定対象教員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給しなかった期間、減額改定対象教員以外の教員であつた期間、その他理事長が別に定める期間がある教員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1 号給から84号給まで
2 級	1 号給から64号給まで
3 級	1 号給から52号給まで
4 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象教員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則

この改正は、平成25年3月6日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教員及び理事長の定めるこれに準ずる教員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「改正後の教員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教員給与規程による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成27年9月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 この改正規程の施行の日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教員及び理事長の定めるこれに準ずる教員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限

度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める教員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教員（前項に規定する教員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教員との権衡上必要があると認められるときは、当該教員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教員との権衡上必要があると認められるときは、当該教員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される教員に関する公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「教員給与規程」という。）第26条第4項（教員給与規程第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、教員給与規程第26条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と教員給与規程改正規程（平成27年9月1日施行）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。
(平成30年3月31日までの間における扶養手当、地域手当及び単身赴任手当に関する特例)
- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における扶養手当、地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる教員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項 第1号	7,500円	7,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額
第9条第3項 第1号	12,000円	12,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額
第9条第4項	6,000円	6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額
第11条第2項	100分の3.7	100分の3.7を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第17条第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

(理事長への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年3月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教員及び理事長の定めるこれに準ずる教員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「改正後の教員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教員給与規程による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成28年12月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教員及び理事長の定めるこれに準ずる教員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「改正後の教員給与規程」という。）の規定を適用する場合には、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教員給与規程による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、

改正後の第29条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教員及び理事長の定めるこれに準ずる教員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「改正後の教員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の教員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の教員給与規程第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の教員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級であるもの（以下「4級教員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,000円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,500円（教員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,500円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教員に配偶者及び扶養親族たる子がない場
--------	--	---

		合にあつては、そのうち1人については9,000円)
第10条第1項	その旨	その旨（新たに教員となつた者に扶養親族がある場合又は教員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教員に配偶者がないときは、その旨を含む。）
第10条第1項	(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）	(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教員が配偶者のない教員となつた場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第5号
	においては、その	又は扶養手当を受けている教員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがあ

		る教員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教員が配偶者のない教員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
--	--	--

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の教員給与規程第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の教員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第3項	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級であるもの（以下「4級教員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号	、同項第2号
第10条第3項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第5号

（委任）

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長

が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この改正は、平成30年 月 日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第29条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教員及び理事長の定めるこれに準ずる教員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程（以下「改正後の教員給与規程」という。）を適用する場合においては、改正前の公立大学法人静岡文化芸術大学教員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の教員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 この改正の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表(第4条関係)

教 員 職 員 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	214,600	275,300	322,500	406,000
2	216,900	278,300	325,400	408,300
3	219,100	281,100	328,500	410,700
4	221,300	283,900	331,500	413,200
5	223,400	286,700	334,700	415,300
6	225,500	289,200	337,500	417,800
7	227,700	291,400	340,100	420,000
8	229,800	293,800	342,800	422,500
9	232,100	296,400	345,800	424,200
10	234,500	298,900	348,800	426,700
11	236,900	301,300	351,900	429,000
12	239,300	303,900	355,200	431,300
13	241,400	306,200	358,000	432,700
14	243,800	308,200	360,100	434,900
15	246,200	310,300	362,400	437,100
16	248,600	312,200	365,000	439,400
17	250,600	314,400	367,300	441,500
18	253,700	316,600	369,500	443,900
19	256,800	318,600	371,800	446,200
20	259,900	320,600	373,900	448,600
21	262,800	322,600	375,900	450,700
22	265,800	325,100	378,000	453,000
23	268,700	327,700	380,100	455,400
24	271,600	330,500	382,100	457,700
25	274,400	332,500	383,500	459,700
26	277,000	334,700	385,300	461,900
27	279,500	336,900	387,100	464,000
28	282,200	339,400	389,000	466,200
29	285,000	341,800	390,900	468,300
30	287,400	344,000	392,600	470,600
31	289,600	346,100	394,300	472,800
32	292,000	348,000	396,000	474,900
33	294,300	350,000	397,600	476,800
34	296,500	352,300	399,400	478,900
35	299,000	354,600	400,900	481,200
36	301,300	356,800	402,700	483,400
37	303,800	358,400	403,800	485,500
38	305,500	360,400	405,400	487,500
39	307,200	362,500	406,900	489,400
40	308,900	364,400	408,400	491,300
41	310,800	366,300	409,300	493,300
42	311,500	368,200	410,900	495,200
43	312,400	370,000	412,400	496,900
44	313,300	371,800	414,000	498,800
45	314,200	373,600	415,300	500,700
46	315,300	375,400	416,900	502,500
47	316,200	376,900	418,300	504,300
48	317,300	378,700	419,900	506,200

別表(第4条関係)

教 員 職 員 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
49	318,200	380,200	421,300	507,900
50	319,300	381,800	422,600	509,600
51	320,200	383,400	423,900	511,400
52	321,100	385,100	425,200	513,300
53	322,300	386,200	425,900	514,900
54	323,300	387,700	426,900	516,500
55	324,300	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,100	449,000	
79	346,900	414,500	449,700	
80	347,800	414,900	450,300	
81	348,800	415,200	451,100	
82	349,800	415,600	451,800	
83	350,800	415,900	452,100	
84	351,800	416,300	452,700	
85	352,400	416,600	453,100	
86	353,000	417,000	453,500	
87	353,600	417,400	453,900	
88	354,200	417,800	454,200	
89	354,800	418,100	454,500	
90	355,200	418,500	454,900	
91	355,600	418,900	455,300	
92	356,100	419,200	455,600	
93	356,600	419,500	455,900	
94	357,000	419,900	456,300	
95	357,500	420,200	456,600	
96	358,000	420,500	456,900	

別表(第4条関係)

教 員 職 員 給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
97	358,600	420,800	457,200	
98	359,100	421,200		
99	359,500	421,500		
100	360,000	421,800		
101	360,400	422,100		
102	360,900	422,500		
103	361,200	422,800		
104	361,700	423,100		
105	362,200	423,400		
106	362,600	423,800		
107	363,100	424,100		
108	363,600	424,400		
109	364,000	424,700		
110	364,500	425,000		
111	365,000	425,300		
112	365,400	425,600		
113	365,800	425,900		
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

備考1 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師及び助手に適用する。